

I 普及啓発（平成26年度）

1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，県政かわら版，福祉のまちづくり広報誌「ありば」 県政告知番組（ラジオ放送），県ホームページ，街頭キャンペーン
条例説明会（相談員研修会と同日開催）【県内7か所】 平成26年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 平成26年度鹿児島県障害者保健福祉大会 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム

2 事業所等の研修会等での説明

区 分	障害福祉課		大隅地域振興局 相談員	大島支庁 相談員	計
	職 員	相談員			
条例施行前	31	—	—	—	31
条例施行後	10	0	4	1	15
計	41	0	4	1	46

3 事業所等への個別訪問

区 分	障害福祉課		大隅地域振興局 相談員	大島支庁 相談員	計
	職 員	相談員			
条例施行前	0	—	—	—	0
条例施行後	0	0	77	19	96
計	0	0	77	19	96

II 相談対応（平成26年度）

1 障害者くらし安心相談員の配置状況（年齢は10月1日現在）

配置先	性別	年齢	経 歴
障害福祉課	女	53	養護学校・聾学校教諭，ホームヘルパー2級 ※平成27年3月で退職
大隅地域振興局	男	52	障害者就業・生活支援センター支援員 医療機関（障害者職業相談員） ガイドヘルパー（全身性，視覚障害）
大島支庁	女	55	ガイドヘルパー（視覚障害） ホームヘルパー2級

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		35	13	2	50
	不利益取扱い	3	2	0	5
	合理的配慮	3	1	1	5
	その他	29	10	1	40
対応 回数		55	18	2	75
	不利益取扱い	16	2	0	18
	合理的配慮	3	2	1	6
	その他	36	14	1	51

3 相談対応の内訳（主なもの）

(1) 不利益取扱いの内訳

ア 医療の提供

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢		性別		障害種別	
1	障害福祉課	年齢	70代	性別	女	障害種別	－（障害者の妻）
内容	夫（75歳・内部障害，肢体不自由）が人工透析のために通院している病院は，人工透析患者をタクシーで無料送迎しているが，夫は車椅子を使用しているからと有料にされている。これは障害者差別ではないか。						
対応	病院に電話で確認したところ，病院は患者の送迎について，タクシー会社に委託して無料送迎を実施していること，相談者の夫も当初は当該タクシー会社を利用して無料であったこと，その後相談者の夫は，数人の患者と同乗することが身体上きつことから車椅子のまま乗車できる他社タクシーを利用するようになったこと，病院は厚意で相談者の夫のタクシー料金の半額を助成していることが判明した。						
結果	病院は，相談者の夫を無料送迎の対象から外している訳ではなく，また，相談者の夫が任意に利用しているタクシー料金についても助成していることから，他の患者より優遇はしていても，不当に不利益な取扱いはしておらず，障害者差別には該当しない旨を相談者に対して繰り返し説明したが，最後まで納得は得られないまま終結。						

イ 労働及び雇用

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢		性別		障害種別	
2	大隅地域振興局	年齢	44歳	性別	男	障害種別	精神障害
内容	職場の同僚が精神障害者に偏見があるらしく，陰で差別的な発言を繰り返され，そのストレスから体調を崩した。						
対応	相談者は，相手方や職場への事情聴取や啓発等の対応を希望しなかったため，傾聴のみで終結。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢		性別		障害種別	
3	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	男	障害種別	知的障害
内容	障害者雇用枠で入社したが，2年経っても正職員になれず，ほとんど昇給もない。健常者で同時期に雇用された者は既に正職員になっている。						
対応	相談者は，職場への事情聴取，啓発等の対応を希望しなかったため，傾聴のみで終結。						

ウ 情報の提供及び受領

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	54歳	性別	男	障害種別	精神障害
4	障害福祉課	年齢	54歳	性別	男	障害種別	精神障害
内容	障害のため体調が優れないことが多く、地域の自治会に清掃等の自治会活動の一部を免除してもらっているが、以前、市広報などの回覧が回ってこないことを自治会長に訴えたとき、「お前も読むのか。」と言われた。						
対応	相談者は、相手方への事情聴取、啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。						

(2) 合理的配慮の内訳

ア ルール・慣行の柔軟な変更

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	— (グループホーム計画者)
5	障害福祉課	年齢	不明	性別	男	障害種別	— (グループホーム計画者)
内容	市街化調整区域でのグループホーム建設の可否について市に相談したところ、都市計画法の施行条例による規制で、「共同住宅、寄宿舍又は下宿」の建設は許可されるが、「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの」は許可されないと説明された。障害者が住みたいところに住めないというのは、合理的配慮の不提供に当たるのではないか。						
対応	相談者に対して、合理的配慮は、行政機関の事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことを説明。市に対して、構想しているグループホームの規模・形態等を示した上で説明を求め、十分な説明がないようであれば再度相談するよう助言した。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	女	障害種別	— (障害者の妻)
6	障害福祉課	年齢	不明	性別	女	障害種別	— (障害者の妻)
内容	夫が病気で一時寝たきりになったが、リハビリで杖を使用しての歩行が可能となり、障害者雇用という形で同じ職場で勤務を継続している。勤続年数はもうすぐ通算30年になるが、最近、車椅子を使用するようになってから、「物を取って欲しいと言いつらい」、「声をかけると嫌そうな顔をされる」と話すことがあり、職場で差別的な態度を取られているようだ。						
対応	相談者は、職場への事情聴取、啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。						

イ 物理的環境への配慮

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
7	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	<p>肢体不自由で、障害者用に改造した自家用車を保有しているが、自動車教習所にペーパードライバー講習の受講を申し込んだところ、障害者用の教習車がないこと、自家用車を教習に使用するには助手席にブレーキがないことから、受講を断られた。</p>						
対応	<p>相談者は、事業者への事情聴取、啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。</p>						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
8	大島支庁	年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	<p>パーキング・パーミット協力施設なのに、駐車場に案内表示がなく、障害者用駐車区画に障害者でない者が駐車していることがある。</p>						
対応	<p>施設側から事情を聴取したところ、相談者の訴えのとおりであったことから、障害者差別について説明し、案内表示の掲示について了承を得た。</p>						
結果	<p>案内表示のステッカーを大島支庁から施設に送付し、駐車場に掲示してもらった。</p>						

I 普及啓発（平成27年度）

1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，県政かわら版，福祉のまちづくり広報誌「ありば」【予定】，県ホームページ，街頭キャンペーン
平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム【予定】

2 事業所等の研修会等での説明

（12月31日現在）

障害福祉課		大隅地域振興局 相談員	大島支庁 相談員	計
職員	相談員			
8	8	5	1	22

3 事業所等への個別訪問

（12月31日現在）

障害福祉課		大隅地域振興局 相談員	大島支庁 相談員	計
職員	相談員			
0	16	209	55	280

II 相談対応（平成27年度）

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

（年齢は4月1日現在）

配置先	性別	年齢	経歴
障害福祉課	男	64	会社員，いのちの電話相談員 ※平成27年4月から新任
大隅地域振興局	男	52	障害者就業・生活支援センター支援員 医療機関（障害者職業相談員） ガイドヘルパー（全身性，視覚障害）
大島支庁	女	55	ガイドヘルパー（視覚障害） ホームヘルパー2級

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

（12月31日現在）

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談件数		48	19	19	86
	不利益取扱い	6	4	0	10
	合理的配慮	8	3	0	11
	その他	34	12	19	65
対応回数		149	19	22	190
	不利益取扱い	7	4	0	11
	合理的配慮	83	3	0	86
	その他	59	12	22	93

3 相談対応の内訳（主なもの）

(1) 不利益取扱いの内訳

ア 商品の販売及び役務の提供

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	—（施設職員）
1	障害福祉課	年齢	不明	性別	男	障害種別	—（施設職員）
内容	グループホーム利用者（30代・男・精神障害）がスーパー（支店）でトイレを使用したところ、トイレが詰まり水が便器から溢れ出してしまい、パニック状態でグループホームに電話をかけた。店舗に駆けつけ、利用者と共に店側に謝罪したが、支店長から清掃するよう要求され、他の客が見ている中で利用者とトイレの清掃をした。						
対応	相手方への事情聴取や啓発等の対応については、当該店舗とは日頃障害者雇用をお願いしている関係があるため希望しないとのことであったが、現場に出向いて状況を確認することについての了承を得た。						
結果	状況確認の実施前に相談者に連絡を取ったところ、事案発生の翌日に、当該スーパーの本部営業部長と当該支店長が来訪して謝罪があり、相談者側からは障害当事者の気持ちを理解して欲しいなど、思いの丈を伝えたとのこと。双方の話し合いが十分でき、相談者もこれ以上の対応を希望しないとのことから終結とした。						

イ 労働及び雇用

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	知的障害
2	障害福祉課	年齢	不明	性別	男	障害種別	知的障害
内容	採用時の面接で療育手帳を所持していることを会社側に伝えていたが、入社後に身体障害者手帳も所持していることを会社側に知られてから、差別的な扱いをされている。						
対応	相談内容を具体的に聞こうとしたところ電話が切れ、連絡先も分からず、その後の連絡もないため終結とした。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	40代	性別	男	障害種別	内部障害
3	大隅地域振興局	年齢	40代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	求人募集に応募したところ、業務内容は障害者では無理ではないかと連絡があり、面接もしてもらえなかった。今回は仕方ないと思うが、求人票には、電話で説明があったような業務内容についての記載もなかった。						
対応	相談者の希望があったことから、事業者への啓発を行うこととした。						
結果	事業者を訪問し、障害者差別について説明し、理解を得た。事業所内に条例のポスター、リーフレットを設置してもらい、また、社員研修等の場に出向いて障害者差別に関する説明もできることを伝えた。						

ウ 公共的施設及び交通機関の利用

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	女	障害種別	—（市議会議員）
4	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	女	障害種別	—（市議会議員）
内容	知人（30代・男・肢体不自由）が車椅子ダンスのサークルに所属しているが、前年度は利用できた施設が、施設長が替わり、今年度からは利用できないと、理由をきちんと説明せずに一方的に断ってきた。						
対応	相談者の希望があったことから、施設側への事情聴取を行うこととした。						
結果	施設長、管理人から事情を聴取したところ、利用申請のあった部屋は、本来は学習を目的とした部屋であり、机、備品等の移動もとても大変なため断ったとのこと。他に社交ダンス等のできるスペースもあるが、利用希望が多くて予約は取りにくく、また、土足厳禁でもあることから、車椅子ダンスでの利用は避けて欲しいとの意向であった。障害者差別について説明し、他の利用者と同じように利用を申し込んだ上での、車椅子のタイヤを拭いての利用について検討を求めたところ、了承を得た。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	52歳	性別	女	障害種別	肢体不自由
5	障害福祉課	年齢	52歳	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	脳梗塞の後遺症で車椅子を使用している。先日、障害者であることを告げずにタクシーの配車をお願いしたら、やって来た運転手から「障害者だということは聞いていない。」とひどい言い方をされた。						
対応	相談者の希望があったことから、相手方への事情聴取、啓発を行うこととした。						
結果	事業者から事情を聴取したところ、障害者への配慮については常々研修を実施しているところであり、事業所内で調査し、善処するとの回答。社員研修等の場に出向いて障害者差別に関する説明もできることを伝えた。						

エ その他

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	女	障害種別	—（市議会議員）
6	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	女	障害種別	—（市議会議員）
内容	知人の子供（10代・男・聴覚障害）が予備校の寮に入居を申し込んだところ、緊急時の避難誘導等に不安があるからと拒否された。「入寮案内」には障害者の入寮の可否について全く記載がなく、予備校への入校が決まっからの説明で本人も傷ついている。今回は下宿することとなったが、予備校に対して啓発してもらいたい。						
対応	当該聴覚障害者が予備校に在籍しているため、当人の受験に影響を与えないよう、啓発活動の実施時期、方法等について検討中。						

(2) 合理的配慮の内訳

ルール・慣行の柔軟な変更

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢		性別		障害種別	
7	障害福祉課	年齢	42歳	性別	男	障害種別	発達障害
内容	母親の成年後見人が信用できないので辞めさせたいが、自分は発達障害があり、人と意思疎通が上手くできない。裁判所に、相手方への連絡等、解任のための段取りを合理的配慮として求めているが対応してくれない。						
対応	相談者の要望は、通常弁護士に依頼する性格のものであり、裁判所にそれを求めることは、裁判所業務の目的・内容・機能の本質的な変更にあつたことから、合理的配慮に当たらない旨を相談者に対して繰り返し説明するも、最後まで納得は得られなかった。						
結果	相談者に対しては、法テラスの案内等の情報提供も行っているが、全てにおいて「自分にはできないのでやって欲しい」という態度が続いている。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢		性別		障害種別	
8	障害福祉課	年齢	20代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	バスを利用して通勤しているが、車椅子を理由に乗車拒否されることが多い。						
対応	相談者が乗車拒否される状況について現地調査を行い、各バス事業者・バス協会へ乗車拒否の状況について調査結果を報告し、事情聴取、障害者差別についての啓発を実施した。						
結果	ノンステップバスの導入等、財政的負担が大きいものについては各バス事業者で対応の可否が分かれるが、乗務員に対する障害者への配慮についての指導等に取り組むことについては了承を得る。また、バス協会からは各バス事業者に対し、障害者への配慮についての指導文書を発出してもらえた。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢		性別		障害種別	
9	障害福祉課	年齢	不明	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
内容	【質問】重複障害者だが、国家試験の受験に際して合理的配慮を試験実施主体に依頼する場合、相談員にはどのような協力をしてもらえるか。						
対応	障害者くらし安心相談員は、相談者に対して必要な助言や情報提供を行ったり、相談に係る関係者双方の意見を聴き、互いの話し合いを促進することで事案を解決に導くことを目指す旨を回答。試験でのパソコン使用（試験問題の読み上げ、解答入力）等、当面は自身で試験実施主体と交渉を続けるとのことで対応は求められていないが、障害福祉サービス（同行援護）、IT機器等についての情報提供を継続して実施している。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
10	障害福祉課	年齢	不明	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
内容	【質問】電動車椅子を理由として、一部のバス会社から長距離バスへの乗車を拒否される。バス会社に合理的配慮の提供を依頼する場合、相談員にはどのような協力をしてもらえるか。						
対応	No.9と同様に回答。当面は自身でバス事業者と交渉を続けるとのことで対応は求められていないが、各バス事業者の路線バスにおける車椅子乗車への対応状況や、障害者差別解消法に基づき国土交通大臣が事業者向けに定めた対応指針（「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」中「一般乗合旅客自動車運送業関係」）等についての情報提供を継続して実施している。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	40代	性別	女	障害種別	聴覚障害
11	障害福祉課	年齢	40代	性別	女	障害種別	聴覚障害
内容	聴覚障害者だが、福祉団体主催の研修会の受講に際し、主催者側に手話通訳者の手配を依頼したが断られた。						
対応	相談者の希望があったことから、相手方への事情聴取を行うこととした。						
結果	福祉団体担当所属から事情を聴取したところ、手話通訳者の手配を求められた前例がなく、予算措置もしていないことから本年度の対応は難しいが、来年度以降検討したいとのこと。今回は、相談者が手話通訳者を自身で手配すること、福祉団対側が研修会会場において、手話通訳者の座席等に配慮することで双方の合意を得た。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	女	障害種別	—（障害者の母）
12	障害福祉課	年齢	不明	性別	女	障害種別	—（障害者の母）
内容	特別支援学校に在籍する車椅子利用の娘（10代・女・肢体不自由）が、来年からの就労に向けての会社研修に参加するため、路線バスを利用しようとしたら乗車拒否されている。10月にまた会社研修があるし、来年からの就労でも利用する予定なので心配だ。						
対応	当該バス事業者（当該路線は1事業者のみ運行）から事情を聴取したところ、乗車拒否についての別案件での調査員の啓発やバス協会からの指導文書を受けて、乗務員への指導もしているところとのこと。						
結果	バス事業者が乗務員に対し、再度周知徹底を図ることで、相談者も了承した（10月の会社研修時には乗車できたことも確認。）。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	20代	性別	男	障害種別	肢体不自由
13	障害福祉課	年齢	20代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バス会社からノンステップ車の利用を勧められたのに、ノンステップ車の運転手に「介助人を付けないと乗車できない。」と乗車拒否された。						
対応	当該バス事業者から事情を聴取したところ、相談者の乗車時の介助について、乗務員から、「以前に比べて難しくなっているように感じられる。」との報告があったことから、相談者の安全を考慮し、訪問の上でノンステップ車の利用をお願いした経緯があり、当該ノンステップ車の乗務員の発言は完全な勘違いとのこと（他バス事業者の乗務員が運転する場合もあるとのこと）。						
結果	バス事業者が乗務員に対し、再度周知徹底を図ることで、相談者も了承した。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
14	大隅地域振興局	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子を利用しているが、タクシーに乗ったとき、運転手の態度が非常に悪かった。車椅子の扱いにも慣れておらず、めんどくさそうにされて不愉快な気分になった。それと、利用できる公共交通機関はバスくらいしかないが、車椅子での乗車ができない。タクシー会社、バス会社への啓発をして欲しい。						
対応	当該タクシー事業者から事情を聴取したところ、乗務員への指導は実施しているところだが、再度周知を図る（事前に連絡があれば慣れた乗務員に対応させている。）とのこと。他の事業者への啓発も逐次実施する。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	50代	性別	男	障害種別	内部障害
15	大隅地域振興局	年齢	50代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	介護施設に障害者として雇用され10か月経過したが、夜勤中心の勤務から体調を崩してしまい、勤務形態について配慮を求めたが改善されない。それどころか夜勤の際の手当も半分にすると一方的に言われ、退職しようと考えている。						
対応	傾聴したところ、施設側と十分な話し合いがなされていないようであったため、再度施設側と話し合いをすることを勧めたところ了承を得た。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
16	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子を利用しているが、金融機関でA T Mを操作しづらかったため、従業員にその旨を伝えたところ、対応が非常に悪かった。事業者へ条例の啓発をして欲しい。						
対応	従業員の対応、A T Mの形状、A T Mの操作方法等、複数の問題が考えられることから、現地調査、事業者からの事情聴取等を実施する予定。						

物理的環境への配慮

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由
17	障害福祉課	年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子を利用しているが、路面電車の停留場で、停留場の屋根の支柱が車椅子の通行の妨げとなっている。						
対応	事業者によって、「車イス利用対応停留場」（有効幅員が90cm以上の停留場）は限定されており（全37停留場のうち25停留場。各停留場やホームページに掲示中。）、相談のあった停留場は、非対応の停留場であった。支柱の形状変更等で幅員を確保できるのか、また、「車イス利用対応停留場」の今後の増加予定等について、現地調査、事業者からの事情聴取等を実施する予定。						